第四十九条の十四第一号中「九五〇MHzを超え九五六MHz以下」を「九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下」に改め、同条第六号中「九五二MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下」に改め、同号ロ中「〇・〇一ワット」を「〇・二五ワット」に改め、同号ハ中「九五二・二MHz以上九五七・四MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHz」を「九一六・八MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHz」に改め、同号ホ中「(一) 一〇デシベル」を「四デシベル」に改め、同号ヘ中「(一) 一八デシベル」を「(一) 五デシベル」に改め、同条第七号中「九五四MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下」に改め、同号ロ中「〇・〇一ワット」を「〇・〇二ワット」に改め、同号ハ中「九五四・二MHz以上九五七・四MHz以下の周波数のうち九五四・二MHz又は九五四・二MHz」を「九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHz」に、「ヘ」を「ホ」に改め、同号ホを削り、同号ヘ中「(一) 一八デシベル」を「(一) 一五デシベル」に改め、同ヘを同号ホとし、同条第八号中「九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下」に改め、同号ハ中「九五一MHz以上九五七・四MHz以下の周波数のうち九五一MHz又は九五一MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ヘ」を「九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数にあつては、九一六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が二〇〇kHzのチャネルを、九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数にあつては、九二八・一五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が一〇〇kHzのチャネルをいう。ホ」に改め、同号中ホを削り、ヘをホとする。

第四十九条の二十二中「無線局」の下に「(二・五GHz帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。以下同じ。)」を加え、「で、二・五GHz帯の周波数の電波を送信するもの」を削る。

第四章第四節の十九の次に次の一節を加える。

第四節の十九の二　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備

第四十九条の二十二の二　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、同報通信方式又は単向通信方式であること。

二　一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

三　変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。

四　信号送信速度は、毎秒五メガビット以上であること。

五　使用する周波数帯における空中線電力は、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

2　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　送信空中線は、その絶対利得が〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に前項第五号に規定するうち最大の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を一三デシベルまで送信空中線の利得で補うことができる。

二　電波を発射する場合においては、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

3　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　送信空中線は、その絶対利得が〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に第一項第五号に規定するうち最大の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を五デシベルまで送信空中線の利得で補うことができる。

二　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けていること。

三　電波を発射する場合においては、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

第五十四条第五号中「九五〇MHz帯」を「九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下」に改め、同号ロ中「二五〇ミリワット」を「〇・二五ワット」に改め、同号ハ中「九五二・二MHz以上九五六・二MHz以下」を「九二〇・六MHz以上九二三・四MHz以下」に、「九五二・二MHz又は九五二・二MHz」を「九二〇・六MHz」に、「ヘ」を「ホ」に改め、「使用するもの」の下に「(同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。)」を加え、同号中ホ及びトを削り、ヘをホとする。

第五十七条の三中「八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する」及び「八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用する」を削る。

第五十八条中「八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する」を削る。

別表第一号の表7の項を次のように改める。

7　470MHzを超え2,450MHz以下	1　固定局（注20，31，35）	
	(1)　810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
	(2)　その他の周波数のもの	
	ア　100W以下のもの	100
	イ　100Wを超えるもの	50